

大鰐町告示第89号

条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年5月7日

大鰐町長 山 田 年 伸

1 競争入札に付する業務

- | | |
|----------|-----------------------|
| (1) 業務番号 | 鰐診業委一第1号 |
| (2) 業務名 | 食事サービス提供業務 |
| (3) 業務場所 | 大鰐町大字蔵館地内 |
| (4) 業務期間 | 令和7年6月1日から令和8年3月31日まで |
| (5) 業務概要 | 仕様書のとおり |
| (6) 前金払 | なし |

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 大鰐町財務規則（昭和42年5月16日規則第1号）第115条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (3) 大鰐町一般競争入札参加資格申請書（物品製造等）を提出し受理されていること。
- (4) 大鰐町物品の製造の請負、買入れ及び借入れ並びに役務の提供に係る競争入札参加資格者に関する指名停止要領に基づく指名停止措置を条件付き一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日において受けていないこと。
- (5) 北東北管内（青森県、秋田県、岩手県）に本店、支店又は営業所を有していること。
- (6) 町立大鰐診療所と同程度規模の診療科目を有し、給食業務の実績が継続して1年以上あること。

3 参加申請

入札参加希望者は、次に掲げる大鰐町条件付き一般競争入札参加審査申請書（以下「申請書」という。）及び添付書類を提出し、審査を受けなければならない。

- (1) 提出書類（様式は町ホームページよりダウンロードすること。）
 - ①申請書（様式第1号）
 - ②業務実績調書（様式第2号）
 - ③業務実績調書に記入した業務委託契約書の写し
- (2) 提出期限 令和7年5月16日（金）午後5時まで
- (3) 提出先 大鰐町役場 企画観光課 管財係
- (4) 提出方法 持参又は郵送に限る。郵送の場合は必着とする。
- (5) その他
 - ①資格の審査結果については、参加資格がない場合のみ、令和7年5月16日（金）までにFAX等で通知する。

②審査の結果、資格を認められなかった者は、令和7年5月20日（火）午後4時までに不服申立を書類（様式第4号）によりすることができる。

4 仕様書の縦覧

- (1) 縦覧期間 令和7年5月7日（水）～令和7年5月16日（月）
 午前9時～午後4時
- (2) 縦覧場所 町立大鰐診療所

5 仕様書に対する質疑応答

仕様書に対して質疑がある場合は、質疑応答書（様式第3号）により、町立大鰐診療所へ持参又はFAXで提出すること。（FAX0172-47-5855）

- (1) 質疑提出期限 令和7年5月13日（火）正午まで
- (2) FAXした場合は、必ず町立大鰐診療所へ電話で連絡すること。
- (3) 質疑がない場合は、提出の必要がないものとする。
- (4) 質疑に対する回答は、令和7年5月14日（水）午後4時までに町ホームページで回答するものとする。

6 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和7年5月22日（木）午前9時00分
- (2) 場 所 大鰐町役場 第4会議室

7 入札方法

- (1) 入札書の日付は、開札日を記入すること。
- (2) 入札の執行回数は2回とする。
- (3) 落札者がいない場合は不調とする。

8 入札条件

大鰐町財務規則に規定する入札者心得を遵守すること。

9 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は、免除とする。
- (2) 契約保証金は原則として契約金額の10分の1以上の金額を納付するものとする。但し、履行保証保険契約又は公共工事履行保証契約を締結した場合は、その納付を免除する。
また、銀行若しくは町長が確実と認めた金融機関の保証又は保証事業会社の保証をもって、その納付に代えることができる。

10 入札書記載金額等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
なお、入札書に記載する金額は業務委託料内訳書（仕様書別紙3）により算出すること。

1 1 入札の辞退

入札を辞退する場合は、事前に電話で企画観光課管財係まで連絡のうえ、入札（開札）日の前日までに企画観光課管財係へ持参により入札辞退届を提出すること。

1 2 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- （１）入札参加資格のない者のした入札
- （２）申請書又は関係書類に虚偽の記載をした者の入札
- （３）入札者心得書の入札に関する条件に違反した入札
- （４）入札書に記入もれ、押印もれがある者の入札

1 3 その他

入札参加資格を承認された者であっても、承認後町の指名停止措置を受けた者又は入札時において本公告に定める入札参加資格を喪失した者は、入札に参加できないものとする。

【問い合わせ先】

大鰐町企画観光課管財係

TEL 0172-55-6561（直通）